

令和5年度 いじめ防止基本方針（概要）

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」、平成27年4月に「串間市いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針として「串間市立大東小学校いじめ防止基本方針」を定めた。

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることであり、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校、保護者が一体となって継続的に取り組んでいく。

(2) いじめの早期発見

いじめは教師や保護者の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

(3) いじめ事案への対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行う。

いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に対応する。そのために普段から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、組織的かつ継続的に対応する。

(4) 家庭や地域との連携

学級懇談会や学校関係者評価委員会、民生委員・児童委員との協議会等において、いじめの問題について話題にする機会を設けるなど、いじめの問題について、家庭や地域と連携した取組を行う。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、必要な教育上の指導を行っていても、その指導で十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等を想定）と適切な連携を行う。

(6) その他

新型コロナウイルス感染症に関して正しく理解し、偏見や差別を許さない意識や態度を身に付けさせる。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

本校では、既に設置している「いじめ・不登校対策委員会」（チャレンジ会議）をもって充てることとする。

なお、月1回定例会を実施し、いじめ事案発生時は緊急に開催することとする。

(1) 構成員・・・全教職員

(2) 活動

- ① 学校いじめ防止基本方針の見直し・確認
- ② 学校いじめ防止プログラムの見直し・確認
- ③ 校内研修会の企画・立案
- ④ アンケート調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ⑤ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定

⑥ 要配慮児童への支援方針決定